

四国植物防疫研究協議会規約

- 第1条 本会は四国植物防疫研究協議会という。
- 第2条 本会の事務所を農林省四国農業試験場内におく。
- 第3条 本会は会員相互の病害虫に関する知識および防除施策の交流を図り、農業の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- 1 試験研究の発表および講習会の開催(公開)
 - 2 防除方針の検討
 - 3 機関誌などの発行
 - 4 その他目的達成のために必要な事項
- 第5条 会員は通常会員および特別会員とする。
- 通常会員は四国地域の植物防疫行政あるいは研究業務に関するもの。
- 特別会員は四国地域の植物防疫資材の製造販売などに関係するものまたは団体とする。
- 第6条 本会に役員として会長1名、副会長2名、評議員若干名、会計監査2名、幹事および編集委員若干名をおく。
- 会長は四国農業試験場長を推戴する。
- 役員は毎年総会において選出する。その選出方法は総会においてこれを決定する。
- 第7条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐する。
- 評議員は、本会の企画運営に参画する。
- 第8条 会計監査は会計を監査する。
- 第9条 幹事は本会の会務を処理する。
- 編集委員は機関誌その他本会出版物の編集にあたる。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
- 第11条 本会の運営その他必要な事項については総会において定める。
- 第12条 総会は毎年1回開く。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。
- 第13条 総会の議決は出席者の過半数の同意による。ただし、規約の改正については出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第14条 本会の経費は会費ならびに寄附金等によって賄うものとする。
- 通常会員は年間500円、特別会員は10,000円、ただし、卸売関係または団体は5,000円とする。
- 第15条 本会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月末日に終る。
- 附則 本規約は昭和44年10月1日から実施する。

四国植物防疫研究協議会役員（昭和46年度）

役員 会 長 農林省四国農業試験場長 仁木巖雄
副 会 長 木谷清美、上原 等
評 議 員〔徳島県〕 和喜由雄、永井洋三
〔香川県〕 木谷安雄、尾崎幸三郎、松沢 寛
〔高知県〕 宮脇雪夫、桐谷圭治
〔愛媛県〕 三好太郎、大森尚典、重松喜昭
〔製造販売業者〕 日本特殊農薬製造株式会社、クミアイ化学工業株式会社、
武田薬品工業株式会社
会計監査 寺岡義一、北興化学工業株式会社
幹 事〔庶 務〕 大竹昭郎 〔会 計〕 木曾 皓
編集委員〔委員長代行〕 木谷清美 〔委 員〕 大畑貫一、大竹昭郎

編 集 後 記

本号もまた発行ができてしまいました。深くおわびいたします。

このところ、毎日のように農業公害の問題が報道されています。本号には特別記事として桐谷氏の「塩素系殺虫剤の環境汚染」に関する総説を掲載することにしました（本会記事参照）。この道に造けいの深い桐谷氏のこの記事は、日本のみならず世界における文献を網羅したもので、他に例をみないものと目負しております。なお、本記事の印刷については、日本特殊農薬製造株式会社の多大のご援助をいただきました。ここに深謝の意を表します。（木谷記）

昭和46年6月25日
昭和46年6月30日

発行所 四 国 植 物 防 疫 研 究 協 議 会
香川県善通寺市仙遊町 農林省四国農業試験場内
振替口座 徳島 4159

発行者 木 谷 清 美
香川県善通寺市仙遊町 農林省四国農業試験場内

印刷所 株式会社 美 巧 社
TEL 高松 ㊟6251~2